

第五十五回 参議院 大蔵委員会 會議録 第九号

昭和四十二年五月十八日(木曜日)
午前十時四十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 竹中 恒夫君
理事 青柳 秀夫君
植木 光教君
藤田 正明君
柴谷 要君
中尾 辰義君

委員

伊藤 五郎君
大竹平八郎君
大谷 賛雄君
徳永 正利君
木村鶴八郎君
戸田 菊雄君
山本伊三郎君
瓜生 清君
須藤 五郎君

政府委員

大蔵政務次官 米田 正文君
大蔵省関税局長 細見 卓君
事務代理 大蔵省証券局長 加治木俊道君

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君

本日の會議に付した案件

○通関業法案(内閣提出)

○資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから大蔵委員会

第五部 大蔵委員会會議録第九号 昭和四十二年五月十八日【参議院】

を開会いたします。

資産再評価法の一部を改正する法律案、通関業法案、以上兩案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○瓜生清君 ます、私、通関業法の点につきまして、一、二御質問したいと思ひます。

その一つは、いわゆる現行の税関貨物取扱人法というものは、明治三十四年から今日まで改正が行なわれていない。すいぶんその間に多くの年数があるわけですが、どういふ理由で、貿易量の増大その他いろいろの問題が拡大されておるのに、今日までこういうような状態でこられたのか、その内容についてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(細見卓君) 明治の法律はいまの法律と違ひまして、かなり広範な規定のしかたになっております。運用の細部等がかなり行政当局にまかされるというふうなことで、かなりの実態の変化がありまして運用でやつていけるというふうな面があつたことが一つでございますし、まあそういうことで業界のほうも特別な新しい、従来の法規制が窮屈になるというふうな声が業界からも実はあまり出てまいつておりません。なかつたのと、それから、前にも申し上げましたように、これはわりあい專業と申しますよりも兼業の業者の方が多いためです。いわば多くの場合港灣運送事業などの兼業者が多いのですが、貨物全体を扱つておられる部分の、その中の税関に関する通関のごく一部分であるというふうな点もありまして、さほど業界としても窮屈に、立法を必要とするような事態にいままでなつておらなかつたというわけでございます。

それが、昨年税関におきまして申告納税制度を採用いたしました機会に、やはり通関の円滑、しかも自主的な申告を尊重しての通関の円滑化ということには、この通関を専門として業としておら

れる通関業者の一段の資質の向上と、そうした外部の協力、税関を取り巻きます協力機構の整備ということもこの機会に取り上げるべきではないかというふうなことを考えまして、取り上げた次第でございます。

○瓜生清君 實際、私、横浜税関を見てきたばかりなんですけれども、結局、そうしますと、従来は法をどちらかといへば拡大解釈というふうな、そういう運用によつてどうにかうまくやつてきた。ところが、最近の輸出構造あるいは輸入のいろいろの変化に伴つて、それをさらに整備したい。その側面には、いわゆる税関の業務というものを、そういう体制をとることによつて、まあ協力関係を保つことによりまして円滑にしたい、そういうところにならなければならないわけでしょう。

○政府委員(細見卓君) 事務の正確性といひますか、業界全体自体として、それ自身きつとした、いわば新しい衣を着た業界になつていただきた。従来の点について、役所が非常に広範な権限を行使したというお話でございましたが、この前の法律によりまして、「税関貨物取扱人ハ其ノ業務ニ關シテ所轄税関長の監督ヲ受ク」というふうなことばがあつて、「監督ヲ受ク」というふうなことばはほとんどすべてのことができた。それからさらに、免許が一年更新であつたものですが、新しいいろいろな要請は新免許のときにお願ひする。たとえば、もつと企業の内容をよくしてほしいとかいうようなことはそのつどお願いできおつたというふうなことで、運用できておつたわけでございます。

○中尾辰義君 関連。いまの説明ですが、取り扱い人制度はちよつとまずかつたので、通関士制度にすると聞いたんですけれどもね。ですから、もう少し具体的に、どういふところが問題になつてどういふところがまずかつたのか、そういう点を

具体的にひとつ説明してください。

○政府委員(細見卓君) いろいろございますが、一つは、現在の貨物取り扱い人は主として個人企業の形態をとつておるわけですが、この法案はごらんのとおり法人免許を前提にした法文になつております。そういうところも、現状に即さないところ、あるいは業務の内容を規定したにあたりまして、ただ貨物に關する手続を扱うというふうなことで非常に広範なばくとしたことになつてゐる。税関に關する業務、貨物の取り扱いというふうに規制されておらないというふうな点があります。それから、こういう業法でございますから、業者の權利と義務というふうなものがある規定されるべきものであります。その義務のほうは「所轄税関長ノ監督ヲ受ク」というふうなやつになつておるといふようなことが一つあるわけがあります。それから、全体として税関の仕事あるいは通関の仕事が重要性を増してきまつた機会に、やはり申告納税制度の事実上の担当者としての税関貨物取り扱い人に一定のやはり資格なりあるいは一定の業務に關する知識なりを要求すること、そういうことによりまして資質の向上をはかることがあつて必要ではなかつたかということ改正いたしました。

○中尾辰義君 それで、同じような答弁ですけれども、具体的にどういふような事件が発生しているのか、これ、改正しなければならぬ理由としてですね。それと、いま通関業務で問題になつてゐるのはどういふ点か、どういふ事件が発生しているのか、ちよつと具体的に説明してください。そうすると、聞いている者、皆さんわかる。○政府委員(細見卓君) おっしゃる意味が、何かまずいことが起こつてゐるという意味でございしたら、何もございません。ただ、明治三十四年の法律が、先ほどおっしゃつたように、そのまゝ

ろをとらえるということ、どうも一番日本人相手に手になります、ここは最近人数もふやしましたし、いま言った制度も改正して、漸次よくなるだろうと思ひます。

○大竹平八郎君 閣下連して。ちょっと伺いたいのだが、最近特にアメリカですがね、航空便が非常に両方とも多くなっているわけだが、まあ日本から送るものも非常に多いし、船で送る場合は四十日かかるから、たとえばニューヨークを中心にして考えると、どうしてもやはり急ぐものは航空便にたよるを得ない。それからまた、向こうのものも、航空便としては数量はどのくらいか、税関としては、どうなんですか、申告用紙だけを中心にして、そしてまああまり厳重な調査をしないのか、それとも、やはりたとえば申告と同時に中身をみなんぼ見て見るのか。中にはずいぶんひどいものもあるのだけれども、これが一つ。

それから、いま一つは、中尾君がいま言った税関の窓口ですね、ことにいまの日本の羽田として一番多いのは、お客として一番多いのは香港帰りだと思ひます。香港帰りの日本人、それからまた向こうから、香港から来た人、これは非常に多いわけだが、一日に五便、六便という場合もあるわけ、これにはいろいろな連中もいるのだから厳格にやるといふことは当然わかるのだけれども、中にはこのごろ、香港製品といつても、メイド・イン・ジャパンも相当あるのだ。それまでも、とにかく見ておると相当厳格にやっているのだ。こういうのなんか、相当職員に対しての商品知識なんともいふものも与えておるのだからと思ひけれども、こういう点についてはどういふふうに考へておられるのか。その二つの点をちょっとお伺ひしたい。

○政府委員(細見卓君) 最初の航空便の点でございますが、おっしゃる通りに、アメリカなどは別として、たとえば香港なんかは、一日かかって税関が調べておれば、一日で着くわけですから、そういう非効率なことはとてもできませんわけ、

原則としてその日のうちにお出しするようなことで、もちろん検査を全部省略するというわけにはまいりませんが、必要なものだけランダムチェックでやるというふうなことをいたしまして、原則として航空貨物でありますから迅速をとうとされる、その趣旨を生かすような通関をいたしております。

それから、第二点の外国からの荷物の持ち込みに対するお話ですが、先ほど中尾先生にもお答えいたしましたように、われわれ羽田の職員は税金を取るというのが目的ということではなくて、やはり全体としての関税が守られる、守つていただくということが本旨なわけですから、この趣旨でお客の扱いなどについてもできるだけいいにいにして、できるだけ自主的に、おれはこれだけのものを買つてきて、関税はこれだけだ。いま申しましたように、原則的に普通通関さんをお持ち帰りになるものはこれからは二〇%の税率一本になろうかと思ひますから、あらかじめ腹づもりをしておいていただいて、おれのものはこれだけのものがあつて、まあ、香港などにつきましても、従来は若干持ち込み制限の免税基準を低くしておりましたが、これらの点につきましても、あまり規則づなことをいたしまして、かえつて手間をとつたりなんかいたしますので、むしろ、先ほど大竹先生がおっしゃったように、日本のものが香港から逆輸入するようなものもありますから、あまりそういうものをお買いにならないように、だんだん皆さんもおわかり願ふことではないでしょうか、お互いに気を長くして改善につとめたいと、かように思つております。

○瓜生清君 それでは、次に、再評価の問題について、二伺ひたいと思ひます。

いま再評価積み立て金の資本組み入れに伴う配当制限をやつていような企業は全体のどのくらいあるのでしょうか。大まかな数字でいいです。

○政府委員(加治木俊道君) 現在再評価を強制されております強制再評価会社の配当状況を調べたものはございます。しかし、法律のたてまえは、

最近強化されて、当初は資本組み入れを促進するために三〇%未満の組み入れ比率の場合には配当は一五%まで、ここから出発したわけですが、一番きつところは、最近ではだんだん強化されて、六〇%以上組み入れなければ配当は一〇%までと、こういうふうな強化してきたわけでありまして、しかし、現在、たとえば一〇%やうである会社が百数十社ございます。一番ここにたくさん集まつていっているわけですね。ごらんのうちに、その点配当らしい配当は一割ということ、配当の一種の常識的な基準になつていいる関係もあるわけでありまして、これははたしてこの法律の規制を受けてやむを得ず、ほんとうは一五%の配当の実力があるのかかわらず、組み入れ比率が低いために一〇%であるのか、そうでなくて、そもそも一〇%なのか、これは制限による配当率であるのか、制限がなくとも当然その程度の配当をするというところなのかという意味で、そういう資料もとりにくいわけでございますが、ちよつと的確に、ほんとうに一々当たつて聞いてみなくちゃわからないですね。あなたのところは、もしこれがなければこれ以上の配当をするおつもりであつたかどうか。頭を押さえているわけですね。一〇%以下ならば自由である。そういう意味の確かな、直接それにお答えできるような資料は、残念ながら持ち合わせておりません。

○瓜生清君 それでは、ひとつその問題をはずれまして、再評価積み立て金と昭和四十八年三月末ですか、それをもつて資本準備金とみなすような最終処理を行なうという法案の内容ですけれども、五年間ですね。来年の三月三十一日に一応切れる。それを昭和四十八年までを最後の段階として完全に処理してしまふ。その五年間というのは何か根拠があるのですか。

○政府委員(加治木俊道君) この五年間の猶予期間を与へましたのは、この法律の中身は、いま先生のおっしゃったとおりでございます。最終的に資本準備金に組み入れるということでございます。五年の間に自由に資本準備金に組み入れるし、あ

るいは資本金にも組み入れるわけでございます。その五年の組み入れの実質的意味は、現在特別法によつて、この関連の法律によりまして、この再評価積み立て金の資本組み入れと増資の場合、その一部を再評価積み立て金の資本組み入れ、その一部を現金による払い込み、こういう抱き合わせ増資と言つておりますが、本来別の増資行為であるにかかわらず、増資を容易にするために、たとえば五十円払い込みのところを、株主からは三十円払い込んでもらつて二十円は再評価積み立て金を組み入れて、合わせて五十円の一本の増資をやつて、こういう俗に抱き合わせ増資という商法の特別でございますが、を認めていられるのでございませう。したがうして、たとえばこれは歓迎すべき事例ではございませうが、企業の内容が悪くて、額面五十円が、時価で四十円しかしてない、そういう場合でも、現金は三十円でもよろしい。二十円は再評価積み立て金の繰り入れを抱き合わせまして、二十円分は無償交付になるわけですから、無償交付と有償増資を合わせて五十円の株券を差し上げますとになります。時価四十円のものでも払い込みが容易になるわけですね。通常の増資ですとそういうことができないわけですね。五十円は五十円です。つまり取り入れなければならない。それから、資本準備金にしましたとすれば、資本準備金を資本に組み入れる際には、やはり一株五十円の単位に分割して、普通は一株五十円です。これはもちろん無償でございませうが、五十円の単位にして増資しなければならぬ。したがつて、企業にとつての資本という意味では同じですけれども、株主にとつて非常に払い込みやすい。したがつて、増資がしやすさ。

これを直ちにやめようとは、やはり現在の株主のうちに、増資がある場合には、再評価積み立て金のある会社については、抱き合わせという形による、ただ実質上かなり低い金額での増資払い込みも容易になるという、そういう期待権もあると思ひます。この期待権を一挙に否定することはいささかどうか。これは五年がいいか、何年がいいかという御質問、一昨日も承つた

のですが、これは数学的な根拠はないのでござい
ます。株価は先見性があって、一体将来をどの程
度織り込んでおるかよくわかりませんが、大体五
年の猶予期間を与えてやれば、一応株主の期待権
は満足させてやることのできるのではないかと、
まあそれだけのことでございします。

○瓜生清君 それで、いま株式の話が出ました
が、それに関連しまして、証券局長に二つ三つ伺
いたいと思うのですが、いまやましく言われて
おります資本自由化の問題とこれから真剣に取り
組んでいかなければならぬのですが、御承知のよ
うに、日本の企業の資本構造というものは借り入
れ金が多くて自己資本が少なく、これがまあ諸外
国に比べると非常に特徴的な点だと思つてござ
います。そこで、いわゆる金融上のそういう問題の体質改
善というものをこれから先はかつていく必要があ
るのじゃないかというところは、各方面で強く主張
されておるところなんです。で、先ほど言いまし
たような企業の長期資金調達の方法として、借り
入れ依存から自己資本充実へ、すなわち株式とか
社債を中心に資本調達するという方向が望ましい
と思つてございします。

そこで、私が聞きたいのは、先年の株式不況の
ときに共同証券なりあるいは証券保有組合が相当
数の株式を市中から買つて、いま凍結してあると
思ふのです。その額が一体いまだどの程度あるのか、
大まかな数字でいいから、両者の銘柄数、それから
何といふ数字か、簿価ですね、それがわかつて
おれば、最近の資料でいいですから、答えてもら
いたいと思ひます。

○政府委員(加治木俊道君) 凍結株の問題は、非
常に市場に微妙な影響を与えますので、概括的な
ところでひとつ御容謝願ひたいと思ひますが、ま
ず共同証券でございしますが、共同証券は現在の残
高とそれから帳簿価額ですね、十六億二千百万株、
金額にして千七百八十億でございます。こまかくい
いますと、千七百八十五億でございます。それか
ら保有組合のほう、大体似たような数字でござい
ますが、十五億六千万株、それで帳簿価額にしまし

て、千六百八十三億、こういうふうになっており
ます。したがって、一株当たり百円をちよつと上
回るような単価に帳簿価額はなつております。合
計しまして三千四、五百億になつております。

○瓜生清君 それで、この凍結株の放出につきま
しては、証券局長がいま言われたように、非常に
株式市場に対する影響が大きいと思ふ。だから、
軽々に証券行政の指導のあり方を言うということ
は立場上非常につらいと思ひますけれども、逆に
大蔵省がこの凍結株に対してこれから大まかにこ
ういうような考え方で放出していくんだというこ
とが暗中模索であるがために、かえつて証券市場
の不安というものを助長しているという面もある
のです。そこで、一体、私は率直にいいまして、
大蔵省自体としては、外部に発表できないけれど
も、ほぼ骨組みというものはあると思ふのです。
それをどういふような株式市場の事態という
ものが来れば一べんに発表するの、小出しに
やつていくのか知らないけれども、明確にされよ
うとされるのか、もし答えられたら答えてもら
いたいですね。なるべく答えてもらいたいので
す。

○政府委員(加治木俊道君) おつしやるとおり、
見方によつては黙つておることがかえつて不安の
材料になるのじゃないかという点は確かにあると
思ふのでございしますが、それでは何か確信があ
る、三千数百億—四千億は割つておりますが、
三千五、六百億に達するものを、確信をもつてス
ケジュール的に方針をきめることができるかとい
うと、これも一日で処分できる程度のものであれば
問題はありませぬけれども、長く市場に大きな影
響を与える、その結果が客観情勢の変化によつて
どういふふうになるかわからぬということになり
ますと、一挙に解決するよう大きなスケジュー
ルというものをきめること自体も、事柄の性質上
非常に困難だと思ふのでございします。それで
は、わかつた範囲で、大体見当のついた範囲で発
表したらどうかということになるのですが、こ
れはどうも公開の席上でどういふふうにするとか
しないとか言うことは、そのこと自体が直ちに材

料になる。そういう意味で、やり方としては現在市
中の関係者—関係者といつても、たとえば保有
組合であれば保有組合の理事長、共同証券であ
れば共同証券の社長、それと、なるべく業者を入
れないで、たとえば取引所の当局、会員でない執行
部、理事長をトップにした執行部限りで、極秘で
状況を判断しながら通常の顧客の売り買いにま
じつてこれを処理していくということがやはり一
番賢明なやり方じゃないか、こういう感じがする
のでございします。

ただし、考え方としては、先生おつしや
いましたように、こういうものがいつまでもあると
いうことは、いわばこれは異常事態のなごりでご
ざいます。これがあつたということ自体が異常事態
が解消しないということになるわけですから、常
に市場を場合によれば圧迫する要因になる。いわ
ば信用取引の大きな残高があるのと同じでござ
います。たとえば、日証金の残高が三百億あるか、
四百億あるか、六百億あるか、ということでも市場
が動くような状況ですから、四千億近いような上
げ株があるというところは、信用取引の残高と全く実
質的に同じような内容を持つておることになりま
すので、そういうことでできるだけ早くこれは解
消したい。しかし、早くというの、それじゃ何
日、何カ月というところが事柄の性質上きめにくい
し、また公開の席で言うことになじまない面があ
ると、こういうことでございしますので、たいへん
的確なお答えにはなりません、これ以上のことを
申し上げるのはなかなかむずかしいと思ふのでご
ざいます。

○瓜生清君 少し問題が微妙ですから、非常に密
切れの悪い御答弁なんですけれども、いま私の聞
いている範囲内では、共同証券の持つておるも
のは半永久的にたな上げをする、それから保有組
合の持つておる分はゆるゆる証券業者を中心にし
て金融なり産業界なりの協力を得て処理するの
がいいではないかと、こういう考え方があるやに承
つておるんですけれども、これは大蔵省としての
行政指導上の考え方なんです、それとも業者が

そういうふうにしてもらへばいいというようなこ
となんです、その点ちよつとお伺ひしたいと思
ひます。

○政府委員(加治木俊道君) 一部にそういう意見
のあることは確かでございます。半永久的という
ほどのことじゃないかと思ひますが、先に保有組
合の分を片づける、共同証券はそうあつてなくて
もいいじゃないかという意見が一部にあることは
事実です。それは一つには性格にもよるのでござ
います。

保有組合はわりあいいい組合でございま
して、匿名組合でございまして、期限が三年間です
から、来年の一月でしたか二月でしたか—ちよ
うど三年前の二月だったと思ひますが、そのとき
でということなんです。しかし、一年間は延ばせる
というところになつておるわけなんです。したが
つて、そういう意味で、期限が切られておるというこ
とで、同じ凍結を解いていく場合にも、そういう
関係で性格上も保有組合を先にしなければなら
ないという面があるわけでございます。その意味で
は、大蔵省としても、できるだけ保有組合のほう
を先に片づけたほうがいいのではないかと、い
うに考えておりますが、しかし、市場が許せば、
市場の状況が許せば、何も順序にこだわらずにや
ることも一向差しつかえないわけでございます
が、なかなか日本の市場情勢は、だんだんいろ
んな意味で正常化されつつありますけれども、ま
だ十分な市場じゃございませぬ。

これはたいへん御察願ひたことを申し上げて恐
縮なんですけれども、ほんとうは売りに出せば株
は下がるわけですね、需給関係で。下がれば買
いが出るはずなんです、ほんとうは株価というものは、
株価によつて需給が支配され、安ければ買
いが出る、高ければ売りが出ると。逆であつては
買ひないわけなんです。売り買いの結果によつて株
価が形成されるよりも、むしろ株価によつて売り
買ひが出たほうが正常な市場といわれるわけ
です。ところが、どうも残念ながらいまの実際の投
資家は、また投機筋も、下がれば売りに出るわけ

ですね。上がり始めると買いが出るということ
で、かえって市場を激化させる。こういう市場の
性格がありますために、どうも理論的、理屈で考
えれば、できるだけ一般国民大衆に安く分けてあ
げたほうがいいじゃないか、私たちそういう下が
ることを一々気にするのはおかしいじゃないか、
そのほうが安く分けられるからというのですが、
どうもそうもまいらない面がございますので、実
際問題の見込みとしては、一挙にこれを両方くつ
わを並べて、大体保有組合の期間に合わせて処理
するといふふうにはまいらぬのじゃないかと。し
かし、まいらぬほうがいいということを申し上げ
ているわけじゃないが、そうすると、序
列はやはり保有組合が先、共同証券があと。

ただ、共同証券をどういう形で残すか、これは
いま一応証券会社になつておりますから、この
九月末に免許申請を出さなければならぬわけ
です。われわれのほうとしても、どういう免許を与
えるかというのを考えなければならぬことに
なるわけですね。たとえば、これをいわば会社型の
投資信託にしたかどうかという意見も言われてお
りますが、あれは主として都市銀行が出資者で
ございまして同時に大債権者でございまして、あれは
構想としては、きわめて異常なときに、それ
ぞれの銀行が少し株を買おうじゃないかと。しか
し、銀行が別々に買ったのでは、銀行も株に対す
る知識がないために、銀行の買い方ということに
なりますと、その銀行の系列だけを買うというこ
とで、必ずしもいわずに市場対策的な株の買い方
でできないという意味で、各金融機関の資金を共同
証券という窓口にしぼって、金融機関にかわつて
買っているようなわけですね。したがって、どうし
てもそういう意味で、政策協力という意味で、金
融機関が資金を出しているわけですが、その金融
機関の首脳部の意見もまた将来のあり方について
は十分きまつておりませんが、できるだけ早く、
先生のおっしゃるとおり、共同証券はいつどうす
るということを決めないにしても、共同証券は大
体こういうものにするのだという、それでできる

だけ早く保有組合のほうだけを先に処分するのだ
というところがきめられれば、その程度のことであ
れば、私は市場に対して決してそうマイナスにな
ることはないと思うのですが、残念ながらそこま
でまだ情勢が熟してきておりません。

○瓜生清君 これは私の考えなんですがね、局長
がいま言われた保有組合の分ですね、これは
やはり性格からして、早く積極的に処理すべき
ものじゃないかというふうに思うのです。で、しか
も、たとえば証券市場は、局長の言われるよう
に、そういう機が熟していないというふうにおつ
しやいますけれどもね、私、どうも現在の凍結か
ら受ける利益といひますか、それは一般の国民
大衆というより、むしろ証券業者自身が恩恵を受
けている面が多いような気がするんです。
そこでね、この間からいろいろな証券会社の動向
だとか合理化だとか、そういうふうなものを大蔵
省としては指導もされ、またそういう方向にい
ま徐々ながら向かいつつある、業界そのものが整
備されていくというところは、これは明確だと思
うのです。そこでね、私はその保有組合が持つて
いる程度の株式を処理できないようないまの証券
業界じゃこれはどうにも、何といひますか、正常
化というものが——そういうものを通じてそれを
吸収できるぐらいの体質がないとおっしゃいます
けれどもね、私は必ずしもそうじゃないと思
うのです。

そこでね、結局具体的にいうと、さつきちよつ
と言いましたように、金融機関にはめ込むとか、
あるいは証券会社が財務比率上の最高限度までそ
れを吸収するとか、そういうふうないわゆる方法
で、そういう形で処分することがいいというめど
がつけば、たとえば日証金が融資するとかなん
とか、そういう形でやつていけば、そう私は市場
に大きな混乱を起こすことがないというふうに考
えているのです。局長、いかがですか。

○政府委員(加治木俊道君) 一つの考え方だと思
うのですが、ただ、私たちは業者に持た
せるといふことを極端に、まあ少しあつものにこ

りてというあれがあるかもしれないけれども、
大体いままで証券会社の失敗の大部分は持ち株の
リスクによつていたためたという例が多いわけ
でございます。それから、それが自己の体質を弱め
ばかりでなく、一たん持たせましたと、どうしても
証券会社の利益を先に考えるようになる、その株
の処分について、したがって、対客勧誘態度が必
ずしも適正を期せられない。いま出張販売はやら
せないようにしておりますけれども、ともする
と、そういう大きな負担を持つておりますと、金
利の負担——どうしても金利ですと、七分とか八
分の金利になります。ところが、株式の利回り
もろん四分とかそこらですから、できるだけ早く
売りたい、しかも損をしないように売りたいとい
うことになりまして、自分の勘定に今度なりまし
と、どうしてもそういう意識が先に立つて、いま敢
重に取り締めてはおりますけれども、はたして
お客にもいい結果になる、証券会社の体質を弱め
ないというふうなまい処理の結果に終わるかどう
か、そういう結果になるかどうか、その辺はなほ自
信がないわけでございます。証券会社もだいたい正
常化されてきましたから、昔のようなことはな
いと思ひますけれども、そういう危険があります
と、できるだけ証券会社に持たせない形で早く
処分する。したがって、まずお客を見つけてこ
い、注文を取つてこい。注文に合つて処分す
るというやり方が一番いいんじゃないかというふ
うに考えておりますが、しかし、これはもちろ
ち屋なんだから、ある程度はそういうことか
いは言わずに、もちろん限度を越えた持たせ方は
けなないけれども、ある限度内では持たして自由
に処分したらどうかという意見も確かにございま
す。ただ、あれは日銀から資金が出ているわけ
でございます。いわば国家資金が出ているわけ
でございます。また、この国家資金を使つてまで凍結
した株を業者に分けてやつて、業者がそれを材料
にまたもつたらもうけたで、これは一体何だ、
国家資金でもうけたと、政策的な意図で出した株
の処分についてまたこれを業者がいじくつて何し

ていというふうな意見、批判があるいは出る可
能性もあるわけでございます。絶対に損するよう
に売れということもできないことでございまして
で、やはりできればストレートに市場で保有組合
がさばくというふうな方式、先生のおっしゃるよ
うな方式のほうがあるいは妙味があるかもしれぬ
という点は私もよくわかるのでございましてけれ
ども、妙味のあるところがいよいよ言いたいところ
に実は問題があるというので、非常にむずかしい
ので、いまのところはどうもそういう考え方に
ついては私は消極的でございます。

○瓜生清君 時間がたちましたので、最後に、局
長の立場じゃなかなかずばつとした御答弁がで
きないでしよから、一点だけ質問してやめまし
て。それはいま保有組合の問題が出ましたが、今度は
共同証券ですね、これのいよいよゆる分につきま
しては、いまたしか日興証券の社長ですがが提案
しているIRI構想というのがありますね。それ
からまた、資本自由化対策に備えて、共同証券の保
有株式そのものをいよいよゆる持ち株会社の形にし
てはどうかという構想が出ておるのです。これは
私、従来の産業金融のあり方を越えた一つの構
想だと思ひます。これに對して局長は一体
どういふふうな考え方をですか。立場上無理があ
れば個人の見解でもいいですが、それを聞いて私
の質問を終わります。

○政府委員(加治木俊道君) もちろん、その問題
について大蔵省として結論を持つておるわけでは
ございません。証券局としても結論持つておりま
せんが、個人の立場からでよろしいということ
でございましてあえて申し上げなければ、ど
うもあつた共同証券のできた経緯、趣旨と、資
本自由化を迎えての持ち株会社構想あるいはIRI
構想というものは、はたしてうまくい
むものかどうか、ちよつとその辺に問題があるわけ
でございます。

IRIということになりまして、国家資金を主
体として会社の資本構成あるいは財務体質の改善
をはかつておるわけでございますけれども、開

ていというふうな意見、批判があるいは出る可
能性もあるわけでございます。絶対に損するよう
に売れということもできないことでございまして
で、やはりできればストレートに市場で保有組合
がさばくというふうな方式、先生のおっしゃるよ
うな方式のほうがあるいは妙味があるかもしれぬ
という点は私もよくわかるのでございましてけれ
ども、妙味のあるところがいよいよ言いたいところ
に実は問題があるというので、非常にむずかしい
ので、いまのところはどうもそういう考え方に
ついては私は消極的でございます。

○瓜生清君 時間がたちましたので、最後に、局
長の立場じゃなかなかずばつとした御答弁がで
きないでしよから、一点だけ質問してやめまし
て。それはいま保有組合の問題が出ましたが、今度は
共同証券ですね、これのいよいよゆる分につきま
しては、いまたしか日興証券の社長ですがが提案
しているIRI構想というのがありますね。それ
からまた、資本自由化対策に備えて、共同証券の保
有株式そのものをいよいよゆる持ち株会社の形にし
てはどうかという構想が出ておるのです。これは
私、従来の産業金融のあり方を越えた一つの構
想だと思ひます。これに對して局長は一体
どういふふうな考え方をですか。立場上無理があ
れば個人の見解でもいいですが、それを聞いて私
の質問を終わります。

○政府委員(加治木俊道君) もちろん、その問題
について大蔵省として結論を持つておるわけでは
ございません。証券局としても結論持つておりま
せんが、個人の立場からでよろしいということ
でございましてあえて申し上げなければ、ど
うもあつた共同証券のできた経緯、趣旨と、資
本自由化を迎えての持ち株会社構想あるいはIRI
構想というものは、はたしてうまくい
むものかどうか、ちよつとその辺に問題があるわけ
でございます。

銀が融資という形でそういうことをやっておりますが、はたしてそこまで国家資金を資本として投入するという形の構想というものが、この問題を離れて、はたして受け入れられるものか、あるいはまた各方面から見ても十分な評価をし得るものかどうか、これが問題でございます。これはもちろんIRI構想そのものの問題を申し上げているわけでございます。

それから、持ち株会社の問題は独占禁止法の関係もございまして。したがって、その持ち株というものはどういう持ち株であるか、いわば全くの大衆資本をバックにした持ち株ということであれば、これはまた考えようございまして、よくいければ、かりにもそれが財閥化するというような形になりますと、そこにまた問題が出てくる可能性があるのであります。

したがって、これは持ち株会社構想そのものの、IRI構想そのものがまだ十分熟しておりません。それと、この共同証券のいきさつ及び趣旨からいって、かりにIRI構想なり持ち株会社構想というものが十分受け入れられるようなものができたとしまして、こちらとはたして十分結びつき得るかどうかという点にも一つ問題がございまして、ちよつと結論が出にくい問題だと思ひます。

○瓜生清君 終わります。

○戸田菊雄君 関税局長に質問をしておきたいと思ひますが、その第一は、この問題になりましてたべトナムの映画——映画というよりも写真、これが税関に差し押えられた問題。私が見た範囲では、いわゆる風俗違反といひますか、俗に日本では、いわゆるエログロ、そういうものに類似をするところのエログロ、そういうものに類似をする、これはだれがその写真に対してそういう解釈をし、そして差し押えたか、こういうことなんです、その点をひとつ聞きたい。

○政府委員(細見卓君) この関税定率法第二十一条の問題につきましては、過去何回か衆議院あるいは当委員会においていろいろ御議論ございまして、法の改正も見ておることは御案内のとおりでございますが、その際、こうした問題を税関で取り扱うにあたりましては特に慎重にすべきであるという附帯決議が衆議院の大蔵委員会でございます。政府としましては、確かに言論の自由とかあるいは非常に問題の多い運用のむずかしい法律でございますから、そういうことを考えまして、輸入映画等審議会というものを設けまして、そこに民間の有識者に参加していただきまして、そこで税関で押えられたものについていろいろ異議が出てまいります、その異議が出てまいります、たのものをその審議会におはかりして、それでそこで最終的にきめていただく。そういういたしますと、おのずから、その審議会におはかりした過程でいろいろ先例といったようなものが出てまいります。そういうものに従ひまして、実際の扱いにございましては、税関の第一線ではこれは第二十一条に該当いたしますと思ひます。これを話して、もしそのことについて御異議があるときは税関長に異議の申し出をしていただいて、いま申しました輸入映画等審議会におはかりする、こういうやり方をいたしております。

○戸田菊雄君 いまのそういう審査機関というものがあつたのですけれども、問題は私は歴然としてゐると思ひます。俗に国内でいうところの享楽本位のエログロ・フィルムとか何とか、そういうものが一ぱいあるわけですが、全く風俗法違反、風俗を紊亂させるもの、そういうものは歴然としてゐる。ただいま現にベトナムでもつてあのような前烈な戦争が戦われて、そういう実況というもので、ことに、いま日本国民というものは総体七二%ないし八〇%近くの人々が、あらゆる調査によつても平和を希求してゐる。非常に強い熱望を持つてゐるんです。いわば、戦争罪惡といふものを、せいかやへ見せたい、いふ、戦争罪惡といふものが非常に大事だと思ひます。そういうふうなものがエログロ文化になつて、そういうフィルムと同じような感覚でもつてやられるというところは、新憲法に対する冒瀆である。いま局長が言

われたように、言つてみれば言論の自由、そういうものにも抵触をしてゐるであらう。ですから、こういう問題については、私はそういう本質、真実の発表、こういう憲法の大精神を踏まえてや、やはり大局的に判断をすべきじゃないか、こういう考えがあるのです。ですから、こまかいことはあつたやうに思ひますが、ひとつ局長に、この機会にそういう本質と真実性を発表していく、そして戦争というものを正しく判断する、そういうものをや、国民が正しく判断をするやうなそういうフィルムというものは、やはり一官僚で、あるいはそういう行政機関においてこれを取り押さえるというやうなことは私は納得しません。もう少しこういう点については検討していただきたいと思ひます。

それから、第二点は、この間も税関を見せていただいたのでありますが、各所に行つて、私はいままで北海道税関、あるいは塩釜税関、あるいは横浜と、こゝろ見ておるのでありますけれども、年々輸出輸入というものが増大をいたしまして、いわゆる業務量が非常にふえておる。それを取り扱う要員が各所で非常に少ないのです。ですから、これらの問題について率直に各税関の責任者の方からも出されるわけでありまして、これと、こういう要員補充政策について関税局長のほうとしてはどういふ対策を持ち、横浜等についてもいま業務量からいけば非常に少ない、非常に悪い表現は使わなかつたですけれども、業務消化の上で立つて完全なものではない、こういう表現だと思ひますが、そういう問題について関税局長として、具体的に、横浜の例でつて、幾ら不足員があつて、これに対して今後どういふ措置をとつていくか、適切にそういう措置がとられるのか、こういう問題についてひとつお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(細見卓君) 第二十一条の扱いにつきましては、御指摘のやうに非常にむずかしい問題でございますので、先ほどちよつと申しましたやうに、輸入映画審議会を設けまして、われわれだ

けの意見でものを判断をするということでもなく、むしろそういう審議会の皆さんの御意見といたつたやうなものが直接税関の窓口で反映するやうなことで、かなり慎重にやつてまいつたつもりでございますが、なお、国会におきましても今回の問題を契機にしていろいろ御議論があつたこととございまして、われわれもこうした国会の御議論を十分審議会等におきまして反映するようにいたしまして、さらに一段と慎重にいたしてまいりたいと思つております。

それから、第二点でございますが、確かに業務量がふえてまゐることは事実でございます。貿易量が大体五年で倍くらゐになつてまゐるわけですから、それをも同じ仕事でやり方ですと、まゐるということになりますと、現在百億貿易といわれておりますが、これが二百億になるとかした場合には、さらに現在の定員の倍要るとかいうやうなことになるわけでございます。そこで、われわれといたしましては、もちろん必要な検査、あるいは税関関税の取り締まり、あるいは税関の執行機関として必要な検査なりあるいは調査なりはいたさなければならぬことは当然でございますが、従来のやうにすべての貨物を全部検査するといふやうなことはとても實際問題としてできませんし、かりにできたといつたとしても、それは現在の狭い港湾地区におきましていたすに混乱を招くといふやうな要素もございまして、先般御審議願ひました税関におきましても申告納税制度を取り上げまして、輸入をなされる個々の業者の方にお互いに通関の円滑化をはかり、またスピードアップ化をはかるといつた意味で、それは申告をしていただく、われわれのほうではそれをつとめて尊重していくといふことで、直接欠員の補充が困難であるといふことを目的として申告納税制度をやつたのじやなくて、申告納税制度そのものはより高度な役所と通関の皆さんの間の信頼関係を打ち立てる、それが本来の行政の姿であるといふことでやつたことは事実でございますが、結果的にはそういうことによりましてお互いに信頼

のできる通関といふことになって、人員的にもあるいは時間的にも相互に余裕ができるというようなくふうもあらし得ることになりましたので、そうしたことをあわせ実行しながら、現在の職員の不足を補つていきたいと考えております。

なお、税関の欠員の状況でございますが、これは大体百人くらいいつもございまして、御承知の欠員不補充というものが内閣の方針としてとられておるわけでございますが、税関につきましましては、こういう通関事務がふえていく港の実情を反映していく意味におきまして、欠員不補充の原則をはずしていただきまして、欠員が出た場合にはむしろそれを積極的に埋めていくということを認められまして、大体年々百数十名採つてまいりました。もちろんこれで十分だとは申しません。なお、根本的に、現在の仕事を考えましたときにはさらにさらに人員は要すると思いますが、一方では私どものほうにおきましてなるべく仕事のやり方を考えて、いまの人員でしかも労働過重にならないような方法を考えながら対処していく、あわせて定員の増加については関係方面に強く要請していくというふうな二段がまえで事柄に当たつていくわけでございます。

○戸田雄雄君 いずれ詳細な資料をいただいて、私もいろいろこれから検討してみたいと思ひます。確かに局長が言うように、一つは業務を簡素化してできるだけ削減しようとしている、その閣議決定の不補充というものを打ち破つて百何名かを補充している、こういう努力については私は非常にいいと思ひますけれども、それでもなおかつ現地ではまだまだ不足を来しているというのを、職員が言うのではなくて、責任者あたりまで言つてゐる。これは職務の遂行というよりは忠実なあらわれだと思ひますね。ですから、そういうものに対して本省あたりで真剣に問題を取り上げて、できるだけ最大の努力をやつていくのが私は非常にいいのではないかと。ことに現地へ行つてみますと、これは待つたなしですね。税関などには非常に危険な作業を伴うわけでありまして、その

いうところに一人か二人くらい、職務をかぶせられていろいろとかけ回つてゐる。こういうことでは私はうまい作業もできないのではないかと、事故が起きたら当該人がばつさりやられるわけですから。普通の作業が多いときにはそれを何とかして知らないふりをしている。事故が起きたらその人間が処断をされていく。こういうことでは、二重三重の苦しみを受けておるのは全くあつた現地で働いているそれらの人々じゃないかと、こういうふうな気がいたしますから、これはいづれこまかい資料を各税関ごとに私も教えていただきまして、もう少し能率的な、そうして喜んで働けるようなそういう職場環境の確立のためにも、適正配置といふ策をとつていく。これはできるはずだと思ひます。大体局長あたりがやる気になればこれはできるんじゃないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(細見卓君) 御要望というのか、御意見のとおりで、私もいままの百数十名くらい採用する過程におきまして、何と申しまして、荷物は、都市近辺といふと、何と申しまして、荷物は、まゐりますので、そちらのほうに新規採用等の機会に差等を設けまして、そちらに持つてくるとか、あるいは古い職員は職員構成の点でいろいろ問題が起りますから、むしろ地方の税関から中堅職員もある程度採りまして――採りましてといふんですか、忙しい税関に回しまして、そのかわり新規職員を見えあげるとか、職員構成も考えながらできるだけ努力をやつてまいらなければならぬと思ひますし、私どものほうの税関の職員は、比較的といひますか、非常にまじめによく働いてきてくれております。おかげでこういうふうな戦後の通関の実績から考えますと三倍四倍にあつた荷物を今日まで何とかやつてきておるのも、そういう職員の努力によるところが大きいものでありますから、その点については今後ともそういう職場の士気が阻害しないように、われわれとしてもできるだけのことはいたさなければならぬと、その覚悟いたしております。

○委員長(竹中恒夫君) 両案に対する審査は、本日はこの程度にいたします。それでは、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十一分散会

五月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案

一、税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(入国者の携帯貨物に対する簡易税率)

第三条の二 前条の場合において、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入する貨物に対する関税の率は、関税に関する他の法律の規定にかかわらず、輸入貨物に対して課される関税及び内国消費税(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十一年法律第三十七号)第二条第一号(定義)に規定する内国消費税をいう)の率を総合したものを基礎として算出した別表の附表簡易税率表による。

2 前項の規定は、次に掲げる貨物には適用しない。

一 この法律その他関税に関する法律の規定により関税の率が無税とされている貨物及び関税が免除される貨物

二 関税に関する条約の規定による税率により計算した関税の額(前項の内国消費税が課される物品にあつては、当該関税の額と当該内国消費税の額との合計額)が、前項の簡易税率表の税率(第五号において「簡易税率」という)により計算した関税の額

に満たない貨物

三 関税法第十章(罰則)の犯罪に係る貨物

四 別表の第二・三・四号から第二・五号までに掲げるアルコール飲料等及び別表第二・四類に掲げるたばこ

五 商業量に達する数量の貨物、高価な貨物その他本邦の産業に対する影響等を考慮して簡易税率を適用することを適当としない貨物として政令で定める貨物

第四条第二項中「書類」を「資料」に改め、同条第三項中「次の各号に掲げる場合」の下に「(当該政令で定める場合にあつては、第二号から第四号までに掲げる場合)を加え、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「第一号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号に該当」を「前二号に該当」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「当該貨物の輸入申告等」を「前号に該当する場合を除き、当該貨物の輸入申告等」に改め、「前項」の下に「又は前号」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該貨物の仕入書等により計算される価格を基礎とし、第一項の規定に適合するよう他の資料を参考として当該価格を修正することにより同項の規定による当該貨物の課税価格に相当する価格を計算することができるとき、当該修正により計算した価格

第六条中「並びに第十一条」を「第十一条並びに第十四条第六号の三」に改める。

第十条第一項中「(課税価格の計算において、貨物の変質又は損傷による減価に相当する金額が控除される場合を除く。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、輸入貨物が第四条第二項に規定する輸入申告等の時までに変質し、又は損傷した場合においては、価格の低下率を基準とする関税の軽減については、この限りでない。

第十三条第七項中「場合においては」の下に

「当該各号に該当することとなつた者から」を加える。

第十四条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 政令で定める国際博覧会、国際見本市その他これらに類するもの（以下この号及び第十五条第一項第五号の二において「国際博覧会等」という。）への参加国（国際博覧会等に参加する外国の地方公共団体及び国際機関を含む。）が発行した当該国際博覧会等のための公式のカタログ、パンフレット、ポスターその他これらに類するもの。

第十四条第六号を次のように改める。

六 注文の取集めのための見本。ただし、見本用にのみ適すると認められるもの又は著しく価額の低いものとして政令で定めるものに限る。

第十四条第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 本邦に居住する者に寄贈される物品のうちその者の個人的な使用に供されたと認められるもので、当該物品の課税価格の合計額が五千円以下で政令で定める額をこえないもの（本邦の産業に対する影響その他の事情を勘案してこの号の規定を適用することを適当としない物品として政令で定めるものを除く。）

第十四条第十号中「その輸出の許可の日から五年（機械設備その他の貨物で政令で定めるものについては、五年をこえる期間で政令で定めるものとし、これらの期間をこえることがやむを得ないと認められる理由があり、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けた貨物については、これらの期間をこえ、税関長が指定する期間とする。）以内に輸入され、その許可」を「その輸出の許可」に、「及び第十九条の二」を「第十九条の二第一項の規定により関税の免除を受けた場合における同項の外に」の外

国に向けて送り出した製品及び同条第二項に改め、同条第十四号中「及び第十九条の二」を「第十九条の二第一項の規定により関税の免除を受けた場合における同項の外に」に向けて送り出した製品及び同条第二項に改める。

第十四条の二第二号中「その原材料につき」を「当該貨物の輸出により、」に、「第二項の規定により」を「第一項若しくは第二項の規定により」に、「払いもどしを受けた」を「払いもどしがあつた」に改める。

第十五条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 前三号に該当するものを除き、国際親善のため、国又は地方公共団体にその用に供するものとして寄贈される物品

第十五条第一項第五号の二を次のように改める。

五の二 国際博覧会等において使用するため国際博覧会等への参加者が輸入する次に掲げる物品。ただし、国際博覧会等の開催の期間及び規模、物品の種類及び価格その他の事情を勘案して相当と認められるものに限る。

イ 第十四条第三号の三に掲げるものを除き、国際博覧会等への参加者が、当該国際博覧会等の会場において観覧者に無償で提供するカタログ、パンフレット、ポスターその他これらに類するもの

ロ 国際博覧会等への参加者が、当該国際博覧会等の会場において観覧者に無償で提供する国際博覧会等の記念品及び展示物品の見本品

ハ 国際博覧会等（政令で定めるものに限る。）の施設の建設、維持若しくは撤去又はその運営のために国際博覧会等の会場において消費される物品のうち政令で定めるもの

第十五条第二項中「供された場合において」を「供され、又は当該各号に掲げる用途に

外の用途に供するため譲渡された場合においては、当該用途以外の用途に供し、又は当該譲渡をした者から」に改める。

第十七条第一項第七号の二を次のように改める。

七の二 国際的な運動競技会、国際会議その他これらに類するものにおいて使用される物品

第十八条第三項及び第十九条第四項中「該当する場合においては」の下に「当該各号に該当することとなつた者から」を加える。

別表第三・〇五号を次のように改める。

一三・〇五 ぶどう酒かす及びアーゴル

同表第二七・一〇号中

（一）揮発油

A 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五％留出温度と減失量加算九五％留出温度との温度差が二度以内のもの

改め、同表第三四・〇三号の税率の欄中「二五％」を「二〇％」に改める。

一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金、銀、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの

二 その他のもの

（一）ハンドバッグ及び化粧具入れ

（二）その他のもの

（一）革製又はコンポジションレザー製のもの

（二）その他のもの

（一）革製又はコンポジションレザー製のもの

第十九条の二第二項中「外国貨物でない原料品の数量」の下に「（当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造される場合には、当該原料品の数量のうち当該製品に対応するものとして政令で定める数量）を加え、（当該製品の製造工程において他の物品が同時に製造されるものとして政令で定める金額の関税）を削る。」

第二十條の二第三項中「譲渡したときは」の下に「これらの場合に該当することとなつた者から」を加える。

無税

二〇％

二〇％

二〇％

四〇％

二五％

二五％

二〇％

二五％

四〇％

二五％

二〇％

に

を

を

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

				(1) 一個又は一組の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの (2) その他のもの	六五% 四〇%	第九〇・〇七号の 一の(三)又は第九一 〇八号の一の(一)
			六 時計 (1) 腕時計、懐中時計その他の携帯時計（ストップウォッチを除く。以下この号において「腕時計等」という。）のうち、貴金属製、さんご製、ぞうげ製、べつこう製、こはく製若しくはしつぼう製の側を用いたもの又は貴石若しくは半貴石若しくは金若しくは白金を用いたもの（以下この号において「貴金属製等のもの」という。）で、一個の課税価格が六、〇〇〇円をこえるもの (2) 腕時計等（貴金属製等のものを除くものとし、一個の課税価格が六、〇〇〇円をこえるものに限る。）及び腕時計等以外の時計で貴金属製等のもの (3) (1)及び(2)に該当しない腕時計等で、一個の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの	九五% 五〇% 四〇%	第九一・〇一号の 二、第九一・〇二 号の一又は第九一 〇四号の三の(一) 第九一・〇一号の 一	
	七		狼銃及びゴルフ用具（ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフクラブのヘッド及びシャフト並びにゴルフクラブ用のバックに限る。）	六五%	第四二・〇二号の 二、第九三・〇四 号の一又は第九七 〇六号の三	
八	品		さんご、ぞうげ又はべつこうの加工品及び製品 (1) さんご、ぞうげ又はべつこうの製品で一個又は一組の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの	六五%	第九五・〇一号の 一、第九五・〇三 号の一又は第九五 〇五号の一	

注 第二欄に掲げる物品は、第四欄の関税率表の番号に該当する物品に限るものとする。

九	(2) その他のもの メカニカルライターその他これに類するライター（ケミカルライター及び電気式ライターを含むものとし、喫煙用のものに限る。） (1) 貴金屬、これを張り若しくはめつきた金屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの その他のもののうち、一個の課税価格が物品税の課税最低限の金額を勘案して政令で定める額をこえるもの	四〇%	第九八・一〇号の 一 第九八・一〇号の 二
一〇	その他のもの	四〇%	

〔関税法の一部改正〕

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 保税工場（第五十六条―第六十二条）」を「第五節 保税工場（第五十六条―第六十二条）」を「第六節 保税展示場（第六十二条―第六十六条の七）」に改める。

（外国貨物を置くことの承認の際の検査）の規定により税関の検査を受けたもの（第二号、第三号）を、「第三十四条（外国貨物の廃棄）の規程により税関に届け出て廃棄したもの並びに第二号から第三号の二まで」に改め、同条第三号中「保税作業」の下に「又は第六十二条の五

〔保税展示場外における使用の許可〕を加え、
「場所と同項」を「場所にこれら」に改め、「前
号」の下に、「第三号の二」を加え、「同項の
規定により外国貨物又はその原料である外国貨
物を保税工場から出すことが許可された時」を
「これらの規定による許可がされた時」に改め、
同号の次に次の二号を加える。

三の二 保税展示場に入れられた外国貨物（販売の目的をもたない展示品）（保税展示場において外国貨物に加工し、又はこれを原

料として製造して得た製品を除く。）、第三

十四条の規定により税関に届け出て廃棄したもの並びに第二号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）第六十二条の第三項（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）の規定による承認がされた時

第六十二条の六第一項（許可の期間満了後保稅展示場にある外国貨物についての關稅の徵收）の規定により關稅を徵收されるもの（第二号、前号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）当該關稅を徵收すべき事由が生じた時

第四条第四号中「若しくは保稅工場」を「

保税工場若しくは保税展示場」に改め、「第三号」の下に、「第三号の二」を加え、同条第五号中「第二号」の下に、「第三号の二」を加える。

第五条第一号中「第三号から」を「第三号及び第三号の三から」に、「第三号に掲げる貨物」を「第三号及び第三号の三に掲げる貨物」

に改め、「同条第二号」の下に「及び第三号の二」を加え、「第一号及び第二号」を「第一号、第二号及び第三号の二」に改める。

第七条の四第四項に次のただし書を加える。

ただし、納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする更正（当該貨物に係る関税の納付前にするもので税額等を減額するものに限る。）は、これらの手続に代えて、納税申告をした者に当該納税申告に係る書面に記載した税額等を是正させ、又はこれを是正してその旨を当該納税申告をした者に通知することによつてすることができる。

第十條第二項中「次条」の下に「及び第十二條第一項ただし書」を加える。

第十二條第一項中「国税通則法第三十七條（督促）に規定する督促状を發した日から起算して十日を経過した日」を「納期限（当該過大にその納税告知に係る納期限）の翌日から一月を経過する日」に改め、同條第四項中「十円」を「百円」に改める。

第十三條第四項中「過誤納金の額が千円」を「過誤納金の額が二千円」に改め、同條第五項中「三百円」を「五百円」に、「十円」を「百円」に改める。

第十三條の四中「第九十條第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第十五條第一項中「船用品目録、旅客氏名表及び乗組員氏名表」を「及び船用品目録」に、「及び最近の仕出港の出港許可書又はこれらに代る書類」を「又はこれに代わる書類」に改め、同條第二項中「旅客氏名表、乗組員氏名表」を削り、同條第三項を第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、税関長は、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、船長又は機長に対し、旅客氏名表又は乗組員氏名表の提出を求めることができる。

第二十九條中「及び保税工場」を「保税工場及び保税展示場の五種」に改める。

第三十一條第一項中「貨物を保税地域に入れ」

を「貨物を保税地域（保税展示場を除く。以下この条において同じ。）に入れ」に改める。

第三十三條中「又は保税地域」の下に「保税展示場を除く。」を加える。

第三十四條中「及び第六十二條（保税工場）」を「第六十二條（保税工場）及び第六十二條の七（保税展示場）」に改める。

第三十七條に次の一項を加える。

5 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定による指定又は取消しに係る権限の一部を税関長に委任することができる。

第五十二條第一項中「十五日」を「一月」に改める。

第五十六條第二項中「十五日」を「一月」に改め、同條に次の一項を加える。

3 保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場の一部の場所につき第四十二條第一項の許可をあわせて受けることができる。

第五十八條中「承認を受けた場合」の下に「その他税関長が取締り上支障がないと認めてその旨を通知した場合」を加える。

第五十八條の二中「税関」を「税関長」に改める。

第六十條第一項中「その承認の日」を「これを保税作業に使用した日」に改める。

第六十一條の二第二項中「毎月」の下に「季節的な保税作業の場合等で税関長が一月をこえる期間を指定したときは、当該期間内とする。」を、「翌月十日」の下に「（税関長が特別の期間を指定したときは、当該期間終了の日から十日を経過する日）」を加える。

第六十二條中「十五日」を「一月」に改める。

第四章中第五節の次に次の一節を加える。

第六節 保税展示場

（保税展示場の許可）

第六十二條の二 保税展示場とは、政令で定める国際博覧会、国際見本市その他これらに類

するもの（以下「国際博覧会等」という。）で、外国貨物を展示するものの会場に使用する場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。

2 前項の許可の期間は、国際博覧会等の会期を勘案して税関長が必要と認める期間とする。

3 保税展示場においては、国際博覧会等の施設の建設、維持若しくは撤去又は国際博覧会等の運営のため、外国貨物で政令で定めるものにつき、その設置、展示、使用その他の行為で政令で定めるものを行うことができる。（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）

第六十二條の三 外国貨物を保税展示場に入れる者は、政令で定めるところにより、税関長に申告し、前条第三項の行為をすることにつき、その承認を受けなければならない。

2 税関長は、前項の承認をする場合には、税関職員に同項の外国貨物につき必要な検査をさせるものとする。

3 税関長は、第一項の申告があつた場合において、当該外国貨物が前条第三項の外国貨物に該当しないときは、第一項の承認をしないものとする。この場合においては、税関長は、当該申告をした者に対し当該承認ができない旨を通知するとともに、期間を定めて当該外国貨物の搬出その他の処置を求めるものとする。

4 保税展示場に入れられた外国貨物は、第一項の承認を受けるまでの間（前項の通知に係る貨物については、同項の期間が経過するまでの間）、保税展示場に設置することができる。

（販売用貨物等の設置場所の制限等）

第六十二條の四 税関長は、保税展示場に入れられた外国貨物及び輸入を許可された貨物のうち、販売され、使用され、若しくは消費される貨物又はこれらの見込みがある貨物につき、この法律の実施を確保するため必要がある

と認めるときは、政令で定めるところにより、保税展示場内で当該貨物を設置する場所を制限し、又は保税展示場に入れられた外国貨物で性質若しくは形状に変更が加えられるものにつき、その使用状況の報告を求めることができる。

2 保税展示場に入れられた外国貨物が保税展示場内で販売される場合（政令で定める場合を除く。）には、その販売を輸入とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、税関長は、必要があると認めるときは、あらかじめ、当該貨物で販売される見込みがあるものにつき、その関税の額に相当する金額の範囲内で担保の提供を求めることができる。

（保税展示場外における使用の許可）

第六十二條の五 税関長は、保税展示場に入れられた外国貨物で、保税展示場以外の場所において使用する必要があるもの（第三十二條（見本の一時持出し）の規定に該当するものを除く。）につき、この法律の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、政令で定めるところにより、期間及び場所を指定し、保税展示場以外の場所で当該外国貨物を使用することを許可することができる。

（許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収）

第六十二條の六 税関長は、保税展示場に入れられた外国貨物で、当該保税展示場の許可の期間の満了その他当該許可の消滅の際、当該保税展示場にあるものについては、当該保税展示場の許可を受けた者に対し、期間を定めて当該外国貨物の搬出その他の処置を求めることができるものとし、当該期間内に当該処置がされないときは、その者から、直ちにその関税を徴収する。

2 前項の関税の徴収に係る規定は、同項の外国貨物の輸入が他の法令の規定によりできないことその他税関長がやむを得ない事情があ

と認める場合には、これらの事情が継続している期間、適用しない。

(保税上屋、保税倉庫及び保税工場についての規定の準用)

第六十二条の七 第四十二条第三項(保税上屋の公告、第四十三条から第四十八条まで(許可の要件・貨物の収容能力の増減等・許可を受けた者の関税の納付義務・休業又は廃業の届出・許可の消滅・許可の取消し)、第五十四条(記載義務)、第五十九条第一項(内国貨物の使用等)及び第六十一条第三項から第五項まで(保税工場外における保税作業)の規定は、保税展示場について準用する。

第六十八条第一項中「認める場合」の下に「又は輸出に係る仕入書についてこれを提出する必要がある場合として政令で定める場合」を加える。

第七十四条中(政令で定めるものを除く。の下に「第六十二条の六第一項(許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収)の規定により関税が徴収されたものを、」を、「売却され、若しくは国庫に帰属したもの」の下に「その他これらに類するもので政令で定めるもの」を加える。

第七十六条第四項中「許可」の検査」の下に「その他輸出申告又は輸入申告に係る関税の審査」を、「第一項但書の検査」の下に「その他郵便物に係る関税の審査」を加える。

第七十九条第一項第一号中「十五日」を「一月」に改め、同条第四号中「及び第六十二条(保税工場)」を、「第六十二条(保税工場)及び第六十二条の七(保税展示場)」に、「若しくは保税工場」を、「保税工場若しくは保税展示場」に改める。

第八十四条第一項中「公売に付する」を、「公売に付することができる」に改める。

第九十六条第二項第一号中「証明又は計表の交付」を「証明書類の交付及び統計の閲覧等」に改める。

第九十七条第三項中「第一百八条第四項」を「第一百八条第五項」に改める。

第一百八条第三号中「又は第五十六条(保税工場)」を、「第五十六条(保税工場)又は第六十二条の二(保税展示場)」に、「又は保税工場」を、「保税工場又は保税展示場」に改める。

第一百条第一項中「輸出の振興」の下に「若しくは国際的な文化交流」を加え、「若しくは第五十六条(保税工場)」を、「第五十六条(保税工場)若しくは第六十二条の二(保税展示場)」に改め、同条第二項中「又は第五十六条(保税工場)」を、「第五十六条(保税工場)又は第六十二条の二(保税展示場)」に、「及び第六十二条(保税工場)」を、「第六十二条(保税工場)及び第六十二条の七(保税展示場)」に改める。

第一百二条の見出しを(証明書類の交付及び統計の閲覧等)に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

税関は、政令で定めるところにより、税関の事務についての証明書類の交付を請求する者があるときは、これを交付するとともに、次に掲げる事項についての統計を作成し、その閲覧を希望する者があるときは、これをその者の閲覧に供しななければならない。

第一百二条第二項中「又は計表」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、前項の集計した統計につき、その閲覧を希望する者があるときは、これをその者の閲覧に供するとともに、電子計算機用磁気テープを提供してこれに当該統計を記録することを求める者があるときは、当該テープに当該統計を記録し、これをその者に交付しなければならぬ。

5 第二項の規定は、前項のテープへの記録を請求する者について準用する。この場合にお

いて、第二項中「証明書類の枚数」とあるのは、「標準的なテープの巻数」と読み替えるものとする。

第一百五条第一項第三号中「外国貨物の検査」の下に「第六十二条の三第二項(保税展示場)に入れる外国貨物に係る検査」を加える。

第一百四十二条第二号中「検査」の下に「その他郵便物に係る関税の審査」を加え、同条第三号中「又は第二十五条」を「若しくは第二十五条」に、「違反した船長」を「違反し、又は第十五条第三項(入港手続)の規定による求めに応じなかつた船長」に改める。

第一百五条第一号中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改め、同条第三号中「違反し」の下に、「又は外国貨物につき第六十二条の三第三項の規定により保税展示場内において認められる行為以外の行為をし」を加え、同条第四号中「第六十二条(保税工場)」の下に「及び第六十二条の七(保税展示場)」を加え、同条に次の二項を加える。

五 第六十二条の三第一項(保税展示場)に入る外国貨物に係る手続)の規定による申告をせず、若しくは偽った申告をし、若しくは同項の税関長の承認を受けずに第六十二条の三第三項(保税展示場内での行為)の行為(蔵置にあつては、第六十二条の三第三項の税関長の定めた期間を経過して蔵置した場合に限る)をした者又は第六十二条の五(保税展示場外における使用の許可)の許可を受けないで外国貨物を保税展示場以外の場所で使用するため保税展示場から出した者

六 第六十二条の四第一項(販売用貨物等の蔵置場所の制限等)の規定により制限された場所以外の場所と同項の貨物を蔵置し、又は同項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは偽った報告をした者

第一百七条中「第二号から第四号」を「第二号から第六号」を加える。

第一百八条第一項中「許可を受けないで輸出入する罪」の犯罪に係る貨物」の下に「第一百十條又は第一百十一條の犯罪に係る貨物にあつては、輸入制限貨物等に限る。」を、「(密輸貨物の運搬等をする罪)の犯罪に係る貨物」の下に「(第九九条の犯罪に係る貨物及び輸入制限貨物等に限る。)」を加え、「と総称する」に改め、同条第二項中「没収すべき犯罪貨物等」の下に「(同項の船舶又は航空機を除く。以下この項において同じ。)」を、「犯罪貨物等を没収しない場合」の下に「(これらの場合のうち第一百十二条(密輸貨物の運搬等をする罪)の犯罪に係る場合にあつては、同条第一項又は第三項の貨物の取得に係る犯罪の場合に限る。)」を加え、同条第五項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 関税を納付すべき貨物につき、第一百十二条(密輸貨物の運搬等をする罪)の犯罪が行なわれた場合(当該犯罪に係る貨物の領置又は差押えがされない場合に限る。において、当該犯罪に係る貨物につき第二項の場合に該当せず、かつ、当該貨物を輸入した者が判明しないときは、その関税は、直ちに当該犯罪に係る犯人から徴収する。

第一百八条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 第一項において「輸入制限貨物等」とは、輸入に係る貨物で、当該貨物に係る同項の犯罪が行なわれた時において、次の各号の一に該当するものとする。

一 次に掲げる貨物

イ 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百一十四号)第一条(定義)に規定する大麻

ロ 銃砲刀剣類所持等取締法第三条の二(けん銃等の輸入の禁止)に規定するけん銃等及びその銃砲彈

〇八・一一 一時的に貯蔵した果実（たとえば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の貯蔵用の溶液によるもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）

一 パナナ

(1) 昭和四三年三月三十一日までにおいて政令で定める日までに輸入されるもの

七〇%

(2) (1)に規定する政令で定める日の翌日から、昭和四三年四月一日から昭和四四年三月三十一日までにおいて政令で定める日

六五%

(3) (2)において「指定日」という。までに輸入されるもの

六〇%

(3) 指定日の翌日から昭和四四年三月三十一日まで輸入されるもの

無税

〇九・〇一

コーヒー（いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物

一 コーヒー

(一) コーヒー豆（いつてないものに限る。）

無税

昭和四三年三月三十一日

同表第一〇・〇一及び第一〇・〇三の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改め、同表第一〇・〇五の品名の欄中「指定期間」を「当該年度」に改め、同号及び同表第二一〇・〇六の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改める。

同表第二二・〇一の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」までにおいて政令で定める日」を「昭和四三年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える

一四・〇一

穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したものの、オージア、あし、いぐさ、とうもろこし、ラフィア、ライム樹皮その他主として組物に用いる植物性材料

四 その他のもののうち葛芋

無税

昭和四三年三月三十一日

同表第一四・〇五の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改める。

同表第一五・〇七号の一から三までの適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」までにおいて政令で定める日」を「昭和四三年三月三十一日（同日前の日を政令で定めたとときは、その日）」に改め、同

号の五及び同表第一五・一六の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改め、同表第一八・〇一を次のように改める。

一八・〇一

カカオ豆（全形のもの又は割つたもので、生のものであるか、又はいつたものであるかどうかを問わない。）

無税

昭和四三年三月三十一日

同表第二一〇・〇六の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改め、同表第二五・〇四及び第二五・〇五を次のように改める。

二五・〇四

天然黒鉛

二 その他のもののうち粉状のもので昭和四三年三月三十一日までに輸入されるもの（政令で定める期間内に輸入されるものを除く。）

一〇%

(1) 課税価格が一キログラムにつき四五円以下のもの

(2) 課税価格が一キログラムにつき四五円をこえ、四九円五〇銭以下のもの

一キログラムにつき、課税価格と四九円五〇銭との差額

天然の砂（着色してあるかどうかを問わないものとし、第二六・〇一に該当する砂状の金属鉱を除く。）

一 けい砂のうち政令で定める日（1）において「指定日」という。から昭和四三年三月三十一日までに輸入されるもの

無税

(1) 指定日から昭和四三年三月三十一日までに、おける国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

無税

一〇%

同表第二五・一三及び第二五・一九の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改める。

同表第二六・〇一の品名の欄中「指定期間」を「当該年度」に改め、同号の適用期限の欄中

「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改める。
同表第二七・〇九号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四六年三月三十一日」に改める。

同表第二七・一〇号中

(一) 揮発油	
B 其他のもの	
(b) 其他のもの	
(1) 政令で定める石油化学製品製造用のもの	一キロリットルにつき 二五〇円 昭和四二年 五月三十一日
(2) アンモニア製造用のもの又はガス事業法第七条第一項に規定するガス事業者がガスの製造に使用するもの	一キロリットルにつき 五〇〇円 昭和四二年 五月三十一日

を

(一) 揮発油

B 其他のもの	
(b) 其他のもの	
(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの又はアンモニアの製造に使用するもの	一キロリットルにつき 二五〇円 昭和四三年 三月三十一日
(2) ガス事業法第七条第一項に規定するガス事業者がガスの製造に使用するもの	一キロリットルにつき 五〇〇円 昭和四三年 三月三十一日
(3) ヘプタン系溶剤（政令で定める分留性状の試験方法による減量加算五％留出温度が九三度以上で、減量加算九五％留出温度が一〇〇度以上のものに限り。）	無税 昭和四三年 三月三十一日

に

改め、同号の一の四の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四六年三月三十一日」に改め、同号の一の四の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改める。

同表第二七・一一号の税率の欄中「八〇〇円」を「三五〇円」に改め、同号及び同表第二七・一四号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改め、同表第二

八・〇五号を次のように改める。

二八・〇五	アルカリ金属、アルカリ土類金属、希土類金属、イットリウム、スカンジウム及び水銀	無税	昭和四三年 三月三十一日 （同日前の日を政令で定めたときは、その日）
三	水銀		

同表第二八・一八号、第二八・二〇号及び第二八・二八号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改め、同表第二八・二八号の次に次のように加える。

二八・二九	ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロほう酸塩その他のふつ素錯塩	無税	昭和四三年 三月三十一日
二	フルオロタンタル酸カリウム		

同表第二八・四〇号の品名の欄中「指定期間」を「当該年度」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改め、同表第二八・四二号を次のように改める。

二八・四二	炭酸塩及び過炭酸塩並びに商慣行上炭酸アンモニウムとして取引される物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの	一キログラムにつき三	昭和四三年 三月三十一日
一	ソーダ灰		
(一)	ふつ化ナトリウムとして計算したふつ素分が乾燥状態において全重量の〇・二％以上のもの		

同表第二八・四二号の次に次のように加える。

二八・五二	トリウム、ウラン二三五を減少させたウラン（劣化ウラン）、希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物（これらを相互に混合してあるかどうかを問わない。）	無税	昭和四三年 三月三十一日
四	その他のもののうち硝酸ランタン		

同表第二九・〇一を次のように改める。

二九・〇一	炭化水素	無税	昭和四三年 三月三十一日
三	芳香族炭化水素		
(四)	キシレンのうちオルトキシレン		

(ウ) その他のものうちジイソプロピルベンゼン	無税	昭和四三年三月三十一日
四 その他のもの	五%	昭和四三年三月三十一日
(イ) シクロヘキサン		

同表第二九・一一号、第二九・一五号、第二九・二五号、第二九・三五号及び第二九・四二号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改める。

同表第三一・〇三号を削り、同表第三一・〇五号の品名の欄中「指定期間」を「当該年度」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改める。

同表第三二・〇三号及び第三二・〇五号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改める。

同表第三七・〇二号を削る。

同表第三八・〇五号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。

三八・〇七	ガムテレピン油、ウッドテレピン油及び硫酸テレピン油、その他のテルペン系溶剤（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジペンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレピン並びにパイン油（テルピネオールの含有量が少ないパイン油を除く。）	無税	昭和四三年三月三十一日
一	テレピン油		

同表第三八・一四号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。

三八・一九	化学製品及び化学工業（類似の工業を含む。）による調製品（天然物のみの混合物を含む。）並びに当該工業において生ずる残留物（他の号に該当するものを除く。）	無税	昭和四三年三月三十一日
一	低重合度の混合アルキレンのうちトリプロピレン		
三九・〇二	ポリエチレン、ポリテトラハロエチレン、ポリイソブチレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリ酢酸ビニル、ポリクロル酢酸ビニルその他のポリビニル誘導体、ポリアクリル酸誘導体、ポリメタクリル酸誘導体、クマロンインデン樹脂その他の重合物及び共重合物	無税	昭和四三年三月三十一日
一	液状又はペースト状のもの（乳化し、分散		

(イ) し又は溶解しているものを含む。） その他のものうちポリテルペン樹脂のもの（ビネンを重合したものに限る。）	一五%	昭和四三年三月三十一日
二 塊、粉（モルディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの		
(ロ) その他のものうちポリテルペン樹脂のもの（ビネンを重合したものに限る。）	一五%	昭和四三年三月三十一日

同表第四四・〇三号から第四四・〇五号まで及び第四四・一三三号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改める。

同表第四八・〇九号の税率の欄中「二五%」を「二三%」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改め、同号の次に次のように加える。

五六・〇三	人造纖維の長纖維又は短纖維のくず（ぼろを反毛したもの及び糸くずを含むものとし、カードし、コムし又はその他の紡績準備の処理をしたものを除く。）	無税	昭和四三年三月三十一日
一	合成纖維のくず		

同表第五八・〇九号、第五八・一〇号及び第六七・〇二号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改め、同表第七三・〇二号及び第七四・〇一を次のように改める。

七三・〇二	フェロアロイ	一五%	昭和四三年三月三十一日
二	フェロマンガ		
四	フェロニッケル	一五%	昭和四三年三月三十一日
五	その他のもののうちフェロモリブデン（政令で定める日から昭和四三年三月三十一日まで輸入されるものに限る。）	一五%	昭和四三年三月三十一日
銅のマット、塊（精製してあるかどうかを問わない。）及びくず			
二 塊（一に掲げるものを除く。）			
(イ) 製錬用のもの（銅の含有量が全重量の九・八%以下のものに限る。）	無税		昭和四三年三月三十一日
			（同日政令で定めるときは、その日）

同表第七五・〇一号を次のように改める。

七五・〇一

ニッケルのマツト、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物、塊（電気めつき用の陽極を除く。）及びくず

一 マツト、スパイスその他ニッケル製錬の中間生産物

(一) 粗製の酸化ニッケル（銅の含有量が全重量の一・五％以下のものに限る。）

二 塊

(一) ニッケル（合金を除く。）のもの

A 当該年度におけるニッケル（合金を除く。）の塊（関税定率法別表の番号第七五・〇五号に掲げる電気めつき用のニッケル陽極を含む。）の国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下

(二) その他のもの

(1) 昭和四十二年三月三十一日（同日前の日を政令で定めるときは、その日（2）において「指定日」という。）までに輸入されるもの

(2) 指定日の翌日から昭和四十二年三月三十一日までに輸入されるもの

(i) 課税価格が一キログラムにつき三三〇円から三六〇円までの間で政令で定める金額（(ii)において「指定額」という。）をこえるもの

(ii) 課税価格が指定額以下で、指定額から一キログラムにつき二七円を控除した金額をこえるもの

三 くず

指定額と課税価格との差額

無税

無税

無税

昭和四十二年三月三十一日（同日前の日を政令で定めるときは、その日）

二〇％

昭和四十二年三月三十一日

「ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量」という。）以内のもの

B その他のもの

(一) ニッケル合金のもの

(1) 当該年度におけるニッケル合金の塊及び次に掲げる物品の国内需要見込数量の総量から国内供給見込数量の総量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下「ニッケル合金の塊等」という。）を政令で定める数量」という。）以内のもの

(i) 関税定率法別表の番号第七五・〇一号の三の(一)に掲げるニッケル（合金を除く。）のくず

(ii) 関税定率法別表の番号第七五・〇一号の三の(二)に掲げるニッケル合金のくず

(iii) 関税定率法別表の番号第七五・〇三号の(一)に掲げるニッケル（合金を除く。）の粉及びフレーク（真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用されるものを除く。）

(iv) 関税定率法別表の番号第七五・〇三号の(二)に掲げるニッケル合金の粉及びフレーク

(2) その他のもの

三 くず

(一) ニッケル（合金を除く。）のもの

(1) ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの

(2) その他のもの

無税

一キログラムにつき二四〇円

昭和四十二年三月三十一日

無税

三六％

昭和四十二年三月三十一日

無税

三六％

昭和四十二年三月三十一日

(ニ) ニッケル合金のもの	
(1) ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの	無税 昭和四三年三月三十一日
(2) その他のもの	三六% 昭和四三年三月三十一日

同表第七五・〇二号の税率の欄中「三〇%」を「二七%」に、「二五%」を「三三%」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改める。

同表第七五・〇三号を次のように改める。

七五・〇三 ニッケルの板、帯、はく、粉及びフレーク	
一 はく（浮出し模様を付けたもの、切つたもの、あなをあけたもの、塗装したもの、印刷したもの及び紙その他の補強材で裏張りしたものを含むものとし、はくの厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限り、）粉及びフレーク	
(1) ニッケル（合金を除く。）のもの	無税 昭和四三年三月三十一日
(1) 真空管用ゲッター又はアルカリ蓄電池の製造に使用されるもの	無税 昭和四三年三月三十一日
(2) その他のものうち粉及びフレークで、ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの	無税 昭和四三年三月三十一日
(ニ) ニッケル合金のもの	三六% 昭和四三年三月三十一日
(1) はく	三六% 昭和四三年三月三十一日
(2) 粉及びフレーク	無税 昭和四三年三月三十一日
(i) ニッケル合金の塊等について政令で定める数量以内のもの	無税 昭和四三年三月三十一日
(ii) その他のもの	三六% 昭和四三年三月三十一日
二 その他のもの	二七% 昭和四三年三月三十一日
(一) ニッケル（合金を除く。）のもの	二七% 昭和四三年三月三十一日
(ニ) ニッケル合金のもの	三三% 昭和四三年三月三十一日

同表第七五・〇四号の税率の欄中「三〇%」を「二七%」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和

四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改める。

同表第七五・〇五号を次のように改める。

七五・〇五 電気めつき用のニッケル陽極（電気分解により製造したものを含む。）	
(1) ニッケル（合金を除く。）の塊について政令で定める数量以内のもの	無税 昭和四三年三月三十一日
(2) その他のもの	一キログラムにつき二四〇円 昭和四三年三月三十一日

同表第七六・〇一から第七六・〇四号まで、第七六・〇六号及び第七六・一二号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改め、同表第七八・〇一を次のように改める。

七八・〇一 鉛の塊（銀を含有するものを含む。）及びくず	
一塊	
(一) 鉛（合金を除く。）のもの	一キログラムにつき、五八円から課税価格を控除した額の半額及び一〇円 昭和四三年三月三十一日
B その他のもの	
(1) 課税価格が一キログラムにつき五八円以下のもの	一キログラムにつき、五八円から課税価格を控除した額の半額及び一〇円 昭和四三年三月三十一日
(2) 課税価格が一キログラムにつき五八円をこえ、七八円以下のもの	一キログラムにつき一〇円 昭和四三年三月三十一日
(3) 課税価格が一キログラムにつき七八円をこえ、九八円以下のもの	一キログラムにつき、九八円から課税価格を控除した額の半額 昭和四三年三月三十一日
(4) 課税価格が一キログラムにつき九八円をこえるもの	無税 昭和四三年三月三十一日

同表第七九・〇一を次のように改める。

七九・〇一 亜鉛の塊及びくず	一塊	無税 昭和四三年三月三十一日
----------------	----	-------------------

(一) 亜鉛(合金を除く)のもの A 亜鉛の含有量が全重量の九七%をこえるもの		(2) 課税価格が一キログラムにつき七〇円をこえ、八八円以下のも		(3) 課税価格が一キログラムにつき八八円をこえ、一〇八円以下のも		(4) 課税価格が一キログラムにつき一〇八円をこえるもの	
(1) 課税価格が一キログラムにつき七〇円以下のもの		一キログラムにつき、七〇円から課税価格を控除した額の半額及び一〇円		一キログラムにつき一〇円		一キログラムにつき、一〇八円から課税価格を控除した額の半額	
昭和四三年三月三十一日		昭和四三年三月三十一日		昭和四三年三月三十一日		昭和四三年三月三十一日	
(二) 研削盤 A 内面研削盤(研削することができる内径が二〇〇ミリメートルに満たないもの)		一五%		昭和四三年三月三十一日		無税	
B 治具中ぐり盤(立型のものに限り、のうち直径が一〇〇ミリメートル以上の水平中ぐり軸を有するもの)		一五%		昭和四三年三月三十一日		昭和四三年三月三十一日	

同表第八〇・〇一、第八一・〇三、第八二・〇四の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改め、同表第八四・四五号を次のように改める。

八四・四五

金属又は金属炭化物の加工機械(第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く)。

一 工作機械

(一) ボール盤及び中ぐり盤

A 横中ぐり盤(中ぐり主軸の直径が二〇〇ミリメートルに満たないものに限り、のうちテーブルの位置決めを正逆転減速運動により行なうもの)

B 治具中ぐり盤(立型のものに限り、のうち直径が一〇〇ミリメートル以上の水平中ぐり軸を有するもの)

一五%

(二) 研削盤

A 内面研削盤(研削することができる内径が二〇〇ミリメートルに満たないもの)

一五%

昭和四三年三月三十一日

一五%

昭和四三年三月三十一日

同表第八四・五二号の品名の欄中「ラインプリンター(四八種類以上の活字を有し、印刷速度が毎分一、一〇〇行以上のものに限り、以下同じ)」及び「磁気テープ式で六ビット以上で構成される字の記録速度が毎秒二〇、〇〇〇字をこえるもの」を削り、「磁気カード式記憶機並びにこれらに附属する制御機」を「磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改める。

同表第八四・五三号の品名の欄中「ラインプリンター」を削り、「磁気カード式記憶機並びにこれらに附属する制御機」を「磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改める。

同表第八四・五四号の品名の欄中「ラインプリンター」を削り、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改める。

同表第八四・五五号の品名の欄中「ラインプリンター」を削り、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改める。

(二) その他のもの

A プローチ盤(引張力が三〇重量トンに満たないものに限り、のうちの連続して送入される被加工物を連続的に加工することができ、ものであるもので引張力が一〇重量トンをこえるもの)

のに限るものとし、センターレス式のものを除く。のうちの、砥石軸を二本有するもので、被加工物のあなの内面とその孔軸に直角的な端面又は底面とを同時に、かつ、自動的に研削することができ、かつ、砥石軸を二本有するもので、被加工物のあなの内面を同時に、かつ、自動的に研削することができ、ものであるもの

一五%

昭和四三年三月三十一日

一五%

昭和四三年三月三十一日

同表第八五・二二号中「ラインプリンター」を削り、「附属する」を「使用する」に改め、同号の適用期限の欄中「昭和四二年五月三十一日」を「昭和四三年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 改正後の関税法第十九条の二第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に同項の外国貨物でない原料品の数量に係る同項の税関長の確認を受けた場合の関税の免除について適用し、施行日前に当該確認を受けた場合の関税の免除については、なお従前の例による。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 改正後の関税法第十二条第一項の規定は、施行日以後に同項ただし書に規定する納期限(関税法第三十七年法律第六十六号)第三十八条第二項の規定の例による繰上請求が

される場合には、繰上げに係る期限）が到来する
る関税に係る延滞税について適用し、施行日前
に当該納期限が到来している関税に係る延滞税
については、なお従前の例による。

2 改正前の関税法第十二条第四項、第十三条第
四項及び第五項並びに第十三条の四の規定は、
施行日以後に計算する関税に係る端数計算につ
いて適用し、施行日前に計算した関税に係る端
数計算については、なお従前の例による。

（関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 改正前の関税暫定措置法第七条の五第一
項に規定する事業者又は同法第七条の六第一項
に規定する特別事業者が昭和四十二年三月三十
一日までにこれらの規定に規定する重油をその
事業の用に供した場合における関税の還付につ
いては、なお従前の例による。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及
び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並
びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する
協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する
法律の一部改正）

第五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協
力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区
域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関
する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関
する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一
部を次のように改正する。

第五条第一項中「関税法第十五条」を「関税
法第十五条第一項、第二項及び第四項、第十六
条」に、「及び第二十五条」を「並びに第二十五
条に」、「積荷目録及び旅客氏名表」を「及び
積荷目録」に改め、「（積荷目録及び旅客氏名表
を総括したもので足る。）」を削り、同条第二項
中「物品又は旅客」を「物品」に改め、「又は
旅客氏名表」を削り、同条第三項中「及び関税
法」を「関税法第十五条第三項及び」に改め
る。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する
法律の一部改正）

第六条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関
する法律の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第六号とし、第四号の次に
次の一号を加える。

五 「保税展場」とは、保税地域のうち関
税法第六十二条の二第一項（保税展場の
許可）に規定する保税展場をいう。

第二条の次に次の一条を加える。

（関税の簡易税率適用物品に対する内国消費
税の非課税）
第二条の二 保税地域から引き取られる課税物
品のうち、関税法（明治四十三年法律第
五十四号）第三条の二第一項（入国者の携帯
貨物に対する簡易税率）の規定の適用を受け
るものについては、当該引取りに係る内国消
費税は、課さない。

第三条中「（明治四十三年法律第五十四号）」
を削り、「の規定の適用を受けて」を「又は同法
第六十二条の三第一項（保税展場に入れる外
国貨物に係る手続）の承認を受けて加工され、
又は」に改める。

第五条中「輸入する場合」の下に「又は関税
法第六十二条の四第二項（輸入とみなされる販
売）の規定により保税展場内における外国貨
物の販売が輸入とみなされる場合」を、「その輸
入」の下に「又は販売」を加える。

第六条第四項中「修正申告について」の下に
「関税法第七条の四第四項ただし書（輸入の許
可前にする減額更正）の規定は、酒税法等の規
定による引取りに係る課税標準及び税額の申告
書に係る課税物品の輸入の許可前にする課税標
準又は税額を減額する前項の更正（課税物品に
係る内国消費税の納付前にするものに限る。）に
ついて」を加える。

第八条第一項中第四号を第六号とし、同号の
前に次の一号を加える。

五 関税法第十八条第六項（犯罪貨物の没
収等）の規定に該当する場合 同項に規定
する犯人

第八条第一項中第三号を第四号とし、第二号
を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前
に次の一号を加える。

一 関税法第六十二条の六第一項（許可の期
間満了後保税展場にある外国貨物につい
ての関税の徴収）の規定により関税が徴収
される場合 保税展場の許可を受けた者
第八条第二項中「第百十八条第五項」を「第
百十八条第七項」に改める。

第十三条第一項第一号中「第四号」を「第三
号の二」に、「第七号」を「第六号の三」に改
め、同項第二号中「第三号」を「第三号の二」
に、「第五号の二」を「第五号の二のロ若しく
はハ」に改める。

第十四条中「又は前条第二項」を「前条第
二項又は第十六条の二第四項」に改める。
第十五条第一項中「課税標準の計算におい
て、貨物の変質又は損傷による減価に相当する
金額が控除される場合を除く。」を削り、同項
に次のただし書を加える。

ただし、第三条による課税物品の確定の時
（同法第四条第一号（課税物件の確定の時期）
に掲げる貨物に該当する課税物品について
は、輸入申告の時）までに変質し、又は損傷
した場合には、価格の低下率を基準とする内
国消費税の軽減については、この限りでな
い。

第十六条第二項中「課税済内貨原材料の数量」
の下に「（当該製品の製造工程において他の物
品が同時に製造される場合には、当該課税済内
貨原材料の数量のうち当該製品に対応するもの
として政令で定める数量）」を加え、「（当該製
品の製造工程において他の物品が同時に製造さ
れる場合には、当該内国消費税のうち当該製品
に対応するものとして政令で定める金額に相当

する内国消費税）」を削り、同条の次に次の一条
を加える。

（保税展場における使用等の特例）

第十六条の二 保税展場について、関税法第
六十二条の三第一項（保税展場に入れる外
国貨物に係る手続）の承認を受けて、物品税
法別表に掲げる第二種の物品で政令で定める
ものを使用する場合には、同法第六十二条
（引取りとみなす場合）の規定は、適用しな
い。

2 保税展場に入れられた前項の物品が、関
税法第六十二条の五（保税展場外における
使用の許可）の規定による許可を受けて保税
展場外で使用される場合には、同条の規定
により指定された場所に出されている当該物
品は、同条の規定により指定された期間が満
了するまでは、なお当該保税展場にあるも
のとみなして、物品税法及びこの法律の規定
を適用する。

3 第十条第三項の規定は、前項の指定された
期間が経過した場合について準用する。

4 税関長は、関税法第六十二条の四第二項
（販売物品についての担保の提供）の規定によ
り保税展場内に入れられた外国貨物である課
税物品につき担保の提供を求めるときは、当
該物品についてその内国消費税の額に相当す
る金額の範囲内で、担保の提供をあわせて求
めなければならない。

第二十条中「又は第十二条第一項」を「又は第
九条第一項」に、「同法第百十八条第三項」を
「同法第百十八条第四項」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する
法律の一部改正に伴う経過措置）
第七条 改正後の輸入品に対する内国消費税の徴
収等に関する法律第十六条第二項の規定は、施
行日以後に同項の課税済内貨原材料の数量に係
る同項の税関長の確認を受けた場合の内国消費
税の免除について適用し、施行日前に当該確認

を受けた場合の当該免除については、なお従前の例による。

(罰則に対する経過措置)

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる当該国税の還付に係る違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案

国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案

国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「万分ノ百十六以上トシ三千万円ヲ下ルコトヲ得ザルモノトス」を「百分ノ一・六ニ相当スル金額トス」に改め、同条第四項中「大蔵省証券、借入金、臨時国庫証券、食糧証券及朝鮮食糧証券を、大蔵省証券其ノ他ノ融通証券、借入金及一時借入金並ニ割賦ノ方法ヲ以テ償還スル交付国債」に改める。

第二条ノ三第二項中「第二条第四項」を「前条第四項」に改め、同条を第二条ノ二とし、同条の次に次の一条を加える。

第二条ノ三 国債ノ元金償還ニ支障ナカラシムル為前二条又ハ他ノ法律ニ依ル繰入額ノ外必要ニ応ジ算入シテ定ムル金額ヲ一般会計又ハ特別会計ヨリ国債整理基金特別会計ニ繰入ルベシ

第九条中「政府」を「内閣」に、「歳入歳出予算」を「予算」に、「歳入歳出ノ總算」を「一般会計ノ予算」に、「帝國議會」を「国会」に改め、本則中同条の次に次の一条を加える。

第九条ノ二 本会計ノ収入支出ニ關スル規程ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

第五部 大蔵委員会會議録第九号 昭和四十二年五月十八日【参議院】

2 改正後の国債整理基金特別会計法の規定は、昭和四十二年度の予算から適用する。

3 次に掲げる法律は、廃止する。

一 昭和七年度以降国債償還資金の繰入一部停止に關する法律(昭和七年法律第八号)
二 国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に關する法律(昭和三十六年法律第五十六号)

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案

税制簡素化のための国税通則法、酒税法等の一部を改正する法律案

(国税通則法の一部改正)

第一条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中第三十四条・第三十五条を「第三十四条第三十五條」に改める。

第三十四條の次に次の一条を加える。

(口座振替納付に係る納付書の送付等)

第三十四條の二 税務署長は、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による国税の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行なうとする納税者から、その納付に必要な納付書の当該金融機関への送付の依頼があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その依頼を受けることが国税の徴収上有利と認められるときに限り、その依頼を受けることができる。

2 期限内申告書の提出により納付すべき税額の確定した国税でその提出期限と同時に納期限の到来するものが、前項の依頼により送付された納付書に基づき、政令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後である場合においても、その納付は納期限においてされたものとみなして、延納及び延滞税に關する規定を適用する。

第五十二条第六項中「並びに前節」を「前節並びに第五十五条(納付委託)」に改める。

第六十条第二項中「督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前」を「納期限(延納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日。以下この項及び第六十三条第一項(納税の猶予等の場合の延滞税の免除)において同じ。)までの期間又は納期限の翌日から一月を経過する日まで」に改める。

第六十三条第一項中「第四号に該当する事実」に類する事実に係る部分に限る。の下に「若しくは第三項を加え、」に係る督促状を発した日から起算して十日を経過した日」を「納期限の翌日から一月を経過する日」に改め、同条第四項第一号中「(納付委託)」の下に「(第五十二条第六項(保証人からの徴収又は国税徴収法第三十二条第三項(第二次納税義務者からの徴収)において準用する場合を含む。))を加え、」納税者」を「当該有価証券の取立てを委託した者」に改める。

第九十条第一項中「百円」を「千円」に改め、同条第二項中「課税標準に一円の下に(政令で定める物品に係る消費税については、百円。以下この項において同じ。))」を加える。

第九十一条第一項中「十円未満」を「百円未満」に改め、「(国税の滞納処分費については、十円)」を削り、同条第三項及び第四項中「十円」を「百円」に改める。

第九十二条第三項中「十円」を「百円」に、「三百円」を「五百円」に改め、同条第四項中「全額が千円」を「全額が二千円」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第二条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項中「並びに同法第四章第一節(納税の猶予)」を「同法第四章第一節(納税の猶予)並びに同法第五十五条(納付委託)」に改める。

第九十二条中「自己の財産」の下に「(第二十四条第三項(譲渡担保財産に対する執行)の規定の適用を受ける譲渡担保財産を除く。))」を加える。

適用を受ける譲渡担保財産を除く。を加える。

第百条第一項中「五万円」を「政令で定める金額」に改める。

(酒税法の一部改正)

第三条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第二項中「同項各号」を「前項各号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 酒類製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき、当該予定日

二 酒類製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき、当該税務署長が指定した日

第三十条第二項中「月分の」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該酒類のもとし入れ又は移入に關する明細書並びに当該もとし入れ又は移入の事実を証する」を「当該控除又は還付を受けようとする酒税額に相當する金額の計算に關する」に改める。

第三十条の二第三項中「のもとし入れをし又は同条」を「若しくは」に改め、「もとし入れをした者」の下に「又は同条第二項の移入をした者」を、「同条第一項」の下に「第二項」を、「当該もとし入れ」の下に「又は移入を加える。

第五十条第一項本文中「第四号」を「第三号」に、「第六号」を「第五号」に改め、同項第四号を

削り、同項第五号中「前各号」を「前三号の一」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条の次に次の一条を加える。

(届出義務)

第五十条の二 前条第一項各号の一に該当する場合を除き、酒類製造者は、その製造免許を受けた酒類又は品目の酒類(政令で定める酒類又は品目の酒類に限る。)に糖類その他の政令で定める物品を混和しようとする場合その他酒類に関し政令で定める行為をしようとする場合には、政令で定めるところにより、その旨をその製造場の所在地の所轄税務署長に届け出なければならない。

第五十六条第一項第七号中「第三号又は第四号」を「又は第三号」に改める。

第五十九条第一項第五号中「第五号、第六号又は第七号」を「第四号、第五号又は第六号」に改める。

第六十条に次の一号を加える。
五 第五十条の二の規定による届出を怠り、又は偽つた者

(砂糖消費税法の一部改正)

第四条 砂糖消費税法(昭和三十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「もどし入れをした者」の下に「又は同条第二項の移入をした者」を加え、「同項」を「これら」に改め、「同条第一項」の下に「又は第二項」を、「当該もどし入れの下に」又は「移入」を加える。

第十五条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 砂糖類の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出すること

を予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。当該予定日

二 砂糖類の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。

当該税務署長が指定した日

第十八条第五項中「承認に係るものを当該承認に係る期限前」を「届出又は承認に係るものを同項各号に掲げる日以前」に、「当該期限の末日」を「当該各号に掲げる日」に改める。

第二十一条第二項中「移出するとき」を「移出したとき」、「月分」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該砂糖類のもどし入れ又は移入及び移出に関する明細書並びに当該もどし入れ又は移入の事実を証する」を「当該控除若しくは還付を受けようとする砂糖消費税額に相当する金額又は当該免除に係る砂糖類の重量の計算に関する」に改める。

第二十九条の見出し中「砂糖類の販売業等」を「兼業」に改め、同条第一項中「砂糖類の販売業(当該製造場で製造された砂糖類の販売業を除く。）」又は「削り、同条第二項中「砂糖類の販売業又は」を削る。

(物品税法の一部改正)

第五条 物品税法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 第二種又は第三種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。当該予定日

二 第二種又は第三種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。

当該税務署長が指定した日

第二十条第六項中「を相当量販売するのに適するものであることにつき」を「同項に規定する方法により購入されるものを販売することができ、同条に次の一項を加える。

7 税務署長は、前項の許可を受けた輸出品販売場の営業者が物品税に関する法令の規定に違反した場合その他取締り上特に不適当と認められる場合には、その許可を取り消すことができる。

第二十二條第六項ただし書、第二十三條第四項後段及び第二十六條第四項ただし書中「承認」を「届出又は承認」に、「同項に規定する期限内」を「同項各号に掲げる日まで」に改める。

第二十八條第一項中「構成していた課税物品」の下に「第十六條第一項の規定の適用を受けたものの以外のもの」を加え、同条第四項中「当該物品の返還又はもどし入れに関する明細書及び当該返還又はもどし入れの事実を証する」を「当該控除又は還付を受けようとする物品税額に相当する金額の計算に関する」に改める。

(揮発油税法の一部改正)

第六條 揮発油税法(昭和三十一年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第七号中「第一項若しくは第二項を削り、同条第二項中「第十七條第一項又は」を「第十七條第一項若しくは」に改め、「もどし入れをした者」の下に「又は同条第二項の移入をした者」を、「同条第一項」の下に「第二項」を、「当該もどし入れの下に」又は「移入」を加える。

第十四條第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 揮発油の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出すること

を予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。当該予定日

二 揮発油の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。

当該税務署長が指定した日

第十七條第二項中「移出するとき」を「移出したとき」、「月分」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該揮発油のもどし入れ又は移入及び移出に関する明細書及び当該もどし入れ又は移入の事実を証する」を「当該控除又は還付を受けようとする揮発油税額に相当する金額の計算に関する」に改める。

(石油ガス税法の一部改正)

第七條 石油ガス税法(昭和四十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十一條第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。

当該予定日

二 石油ガスの充てん者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。

当該税務署長が指定した日

第十二条第七項ただし書中「承認」を「届出又は承認」に、「同項に規定する期限」を「同項各号に掲げる日」に改める。

第十五条第二項中「移出するとき」を「移出したとき」に、「月分」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第六項中「当該課税石油ガスの戻入れ又は移入及び移出に関する明細書並びに当該戻入れ又は移入の事実を証する」を「当該課税石油ガスの戻入れ又は移入の事実を証する」とし、当該戻入れ又は移入の事実を証する石油ガス税額に相当する金額の計算に関する」に改める。

第十六条第二項中「戻入れをした者」の下に「同条第二項の移入をした者」を、「同条第一項の下に」第二項を、「当該戻入れ」の下に「若しくは移入」を加える。

(トランプ類税法の一部改正)

第八条 トランプ類税法(昭和三十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 トランプ類の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。

二 トランプ類の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。

当該予定日

第十八条第二項中「移出するとき」を「移出したとき」に、「月分」を「月の翌月以後に提出期限の到来する」に改め、同条第五項中「当該トランプ類の戻入れ又は移入及び移出に関する明細書及び当該戻入れ又は移入の事実を証する」を「当該課税石油ガスの戻入れ又は移入の事実を証する」とし、当該戻入れ又は移入の事実を証する石油ガス税額に相当する金額の計算に関する」に改める。

第十八条の二第二項中「前条第一項又は」を「前条第一項若しくは」に改め、「もどし入れをした者」の下に「又は同条第二項の移入をした者」を、「同条第二項」の下に「第二項」を、「当該戻入れ」の下に「又は移入」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第九条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第七項を次のように改める。

7 第一項の規定による延納は、国税通則法及び国税徴収法中延納に関する規定の適用については、所得税法の規定による延納とみなす。

第八十八条の二第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。

二 第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。

当該予定日

附則
第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

(施行期日)

第二条 改正後の国税通則法(以下この条において「新法」という。)第六十条第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項に規定する納期限(同法第三十八条第二項に規定する繰上げに係る期限を含む。)が到来する国税に係る延滞税について適用し、同日前に当該納期限が到来している国税に係る延滞税については、なお従前の例による。

2 新法第九十条から第九十二条までの規定は、施行日以後に計算する国税の課税標準若しくは確定金額又は還付加算金について適用し、同日前に計算した国税の課税標準若しくは確定金額又は還付加算金については、なお従前の例による。

(酒税法等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 改正前の酒税法第二十八条第三項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。)砂糖消費税法第十五条第三項(同法第十六条第三項若しくは第十八条第三項又は租税特別措置法第九十一条第三項において準用する場合を含む。)物品税法第十七条第三項(同法第

十九条第三項、第二十二條第三項又は第二十六條第三項において準用する場合を含む。)揮発油税法第十四条第三項(同法第十五条第三項又は租税特別措置法第九十条第三項において準用する場合を含む。)、石油ガス税法第十一条第三項(同法第十二条第三項において準用する場合を含む。)、トランプ類税法第十五条第三項(同法第十六条第三項において準用する場合を含む。)

2 改正後の酒税法第三十条第二項、砂糖消費税法第二十一条第二項、揮発油税法第十七条第二項、石油ガス税法第十五条第二項又はトランプ類税法第十八条第二項の規定は、他の製造場(石油ガス税については、石油ガスの充てん場。以下この項において同じ。)から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類、砂糖類、揮発油、課税石油ガス又はトランプ類(以下この項において「酒類等」という。)を当該酒類等の製造場に移入し、施行日以後にその移入した製造場からさらに移出した場合について適用し、同日前に当該移出があつた場合における酒税額、砂糖消費税額、揮発油税額、地方道路税額、石油ガス税額又はトランプ類税額に相当する金額の控除又は還付については、なお従前の例による。

(物品税法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際、改正前の物品税法第二十条第六項の承認を受けている輸出品販売場は、施行日から二月を経過する日までの間は、改正後の物品税法第二十条第六項の規定により許可を受けた輸出品販売場とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる酒税、砂糖消費税、物品税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税又はトランプ類税に係るこの法

律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（所得税法の一部改正）

第六条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第百十九条中「算入しない」を「算入しないものとし、同項中「納期限（延納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日。以下この項及び第六十三条第一項（納税の猶予等の場合の延滞税の免除）において同じ。）までの期間又は納期限」とあるのは、「所得税法第百十九条各号に掲げる期間の末日」とするに改める。

（所得税法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 改正後の所得税法第百十九条の規定は、施行日以後に同条各号に掲げる期間の末日が到来する所得税の延滞税について適用し、施行日前に当該末日が到来している所得税の延滞税については、なお従前の例による。

（法人税法の一部改正）

第八条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「これらの申告書の提出期限」及び「その提出期限」を「その納期限」に改め、同条第二項中「その提出期限」を「その納期限」に改める。

第八十条第三項中「同項の中間申告書の提出期限前に納付された場合には、その提出期限」を「その納期限前に納付された場合には、その納期限」に改める。

第百三十四条第四項中「第一項又は第二項の中間申告書の提出期限前に納付された場合には、その提出期限」を「その納期限前に納付された場合には、その納期限」に改める。

第百四十五条第二項の表中「当該提出期限」を「当該納期限」に改める。